

特別縁故者 宅建 H08-10-3 <#612>

【問】 正誤をつけよ。

居住用建物を所有するAが死亡した。Aに法律上の相続人がない場合で、10年以上Aと同居して生計を同じくし、Aの療養看護に努めた内縁の妻Iがいるとき、IIは、承継の意思表示をすれば当該建物を取得する。

【答え】 誤り

《ポイント》 特別縁故者に対する相続財産の分与 【発展】

「相続人としての権利を主張する者がいない」場合において、相当と認めるときは、**家庭裁判所**は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他**被相続人と特別の縁故があった者(特別縁故者)**の請求によって、これらの者に、**清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。**(民法 958 条の 3 第 1 項)

⇒ 特別縁故者としての相続財産の分与を受ける権利は、**家庭裁判所の審判**によって形成される権利にすぎない。(最判平 6.10.13)

ex. **内縁の妻**、事実上の養子